

「公益認定等総合情報システムの更改に係る設計・開発等業務」の調達に係る意見への回答

項	頁番号	行番号	項目	意見	理由	対応
○仕様書						
1	5	23	6 作業スケジュール	プロジェクト管理工程について、平成28年度までの記載となっておりますが、本調達の範囲となる平成29年度以降はプロジェクト管理支援は実施されない認識でよいでしょうか。それとも、平成29年度以降も継続して実施されるのでしょうか。	他調達との関連性を考慮する必要があるため	平成28年度のプロジェクト管理支援については、別業者で対応中。平成29年度については、落札業者の作業としては実施しません。
2	5	23	6 作業スケジュール	設計開発工程について、各工程が輻輳したスケジュールになっています。ウォーターフォール型の開発方式と矛盾しますので、想定される設計開発手法について記載が必要と慮します。	調達参加業者が正しく業務を理解するため	設計・開発・テストのそれぞれ詳細項目を「設計・開発実施計画書」にて決定するが、それぞれの詳細項目ごとの進捗はウォーターフォール型を前提とする。そのため先行している工程のテストが他の後半の設計や開発より前に実施されることは問題ないと考えます。
3	5	23	6 作業スケジュール	「設計開発」工程における「テスト」が、「ハードウェア等賃貸借・保守」工程の「移行」よりも前に完了しております。この場合、「設計開発」工程における「テスト」で本番環境が利用できません。スケジュールの修正が必要と慮します。	他調達との関連性を考慮する必要があるため	「設計開発」工程のテストは、ハードウェア等賃貸借・保守の「構築・テスト」の時期と揃えているので、原則その期間でテストを行う予定。「移行」については、現行システムからのデータ移行や過渡期運用対応等を想定するものであるため、テストは特に問題ないと考えます。
4	6	2	7 調達範囲 (1)	本調達の設計開発時期と輻輳して、ハードウェア等賃貸借・保守の調達が実施されるスケジュールになっています。本調達で開発システムの非機能要件については、ハードウェアに影響・依存する性能要件もあることから、本調達の調達範囲に、ハードウェア等賃貸借・保守の調達支援が必要であると思われます。従って、調達範囲に「ハードウェア賃貸借・保守の調達支援」等の業務を追加する必要について検討をお願いします。	他調達との関連性を考慮する必要があるため	ハードウェア等賃貸借・保守の調達支援を追記した場合、当該調達への入札制限が懸念されるのでこのままといたします。
5	6	2	設計開発等 業務仕様書 7 (1)	③ソフトウェア調達(OSを除く)と記載されていますが、運用保守に必要なミドルウェアも対象でしょうか？ (バックアップソフト、監視ソフト等) 次期システムの運用保守は、ハード調達とセットである為、運用保守に必要なミドルウェアはハード調達側のスコープとしていただいた方がよいと考えます。	本調達とハード・運用保守の調達との範囲を明確にする必要があるため。	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。 7 調達範囲 (1) 本調達の範囲は、①設計(システム設計)、開発(アプリケーション開発)、③ソフトウェア調達(アプリケーション稼働に必要なソフトウェア・ミドルウェア(サーバ等稼働及び運用保守に必要なミドルウェアは除く))、④テスト、⑤システム移行、⑥データ移行である。(6 作業スケジュール赤点線枠内の範囲) 詳細は、本仕様書の「8 業務内容」及び別添1「要件定義書」等に定めるとおりとする。

項	頁番号	行番号	項目	意見	理由	対応
6	6	15	8 業務内容 (1)設計方法 ア 設計・開発実施 計画書の作成	「プロジェクト管理支援業者と調整の上」について、平成29年度以降も継続するのでしょうか。	他調達との関連性を考慮する必要があるため	平成29年度以降は継続しません。ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。 8 業務内容 (1) 設計・開発 ア 設計・開発実施計画書の作成 請負者はプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領と整合をとりつつ、内閣府の指示に基づき、 プロジェクト管理支援業者と調整の上 、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の案を作成し、内閣府の承認を受けること。 案の作成に際し、プロジェクト管理支援業者が納品する業務分析フローや機能要件等の成果物を引継ぎ使用すること。
7	11	8	11 作業の実施体制・方法 (2)作業要員に求める資格等の条件 ア	「請負者における遂行責任者は、システム開発業務（現行システムと同程度、構築18ヶ月以上相当）」について、現行システムと同程度の条件は、構築18ヶ月相当となるのでしょうか。	資格等の条件を明確にするため	ご指摘のとおり。
8	11	10	11 作業の実施体制・方法 (2)作業要員に求める資格等の条件 イ	請負者における遂行責任者の資格条件について、プロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)も同等の能力を示す資格と思慮します。この資格条件の追加は可能でしょうか。	同等資格を複数明示することで、参加条件を幅広なものにするため	当該記載項目のただし書きの、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者、と解することとします。(仕様書の変更は行わない)
9	11	18	11. 作業の実施体制・方法 (2)作業要員に求める資格等の条件 ウ	チームリーダーの資格条件について、プロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)も同等の能力を示す資格と思慮します。この資格条件の追加は可能でしょうか。	同等資格を複数明示することで、参加条件を幅広なものにするため	
10	12	5	11 作業の実施体制・方法 (2) 作業要員に求める資格等の条件	「次に掲げる試験区分の合格者を1名以上必要な人数含むこと。なお、同一の人物がその全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。 ① システムアーキテクト試験 ② データベーススペシャリスト試験 ③ ネットワークスペシャリスト試験 ④ 情報セキュリティスペシャリスト試験」と記載されておりますが、「次に掲げる試験区分のうち、2つ以上の合格者を1名以上必要な人数含むこと。また、残りの資格区分については同等の資格を有する又は同程度のスキル(経験)を有する要員を含むこと。」に変更が可能かご検討お願いいたします。	①から④まで全てを必須とした場合、入札参加機会を狭める可能性があると考えたため。	ご指摘を踏まえ修正します。 カ 設計・開発を行う担当者には、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、次に掲げる試験区分の 合格者を1名以上必要な人数含むこと。2つ以上の合格者を1名以上必要な人数含むこと。また、残りの資格区分については同等の資格を有する又は同程度のスキル(経験)を有する要員を含むこと。 なお、同一の人物がその全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。 ① システムアーキテクト試験 ② データベーススペシャリスト試験 ③ ネットワークスペシャリスト試験 ④ 情報セキュリティスペシャリスト試験
11	13	22	12 作業の実施に当たった遵守事項 (4) 作業・調達条件等	本システムが接続する内閣府LANは、本システムが本番移行をむかえる平成30年度に平行して更新される予定と認識しております。「本請負作業を行うに当たっては、内閣府、関連部署及び関連業者と緊密な連携を図り、内閣府の既存システムに影響を与えないようにすること。」と記載されておりますが、本システムの本番移行にあたっては、現在の内閣府LANの担当事業者のみならず、次期の内閣府LAN担当事業者とも密に連携する必要があると考えます。「現行の内閣府LANの担当事業者、ならびに次期の内閣府LANの担当事業者と緊密に連携を図り、現行、および、LANの切り替え後は次期の内閣府LANへ適切に接続すること。」の要件追記をご検討お願いいたします。	本システムのスムーズな本番移行にあたっては、基盤となる内閣府LANとの調整は不可欠であると考えたため。	ご指摘を踏まえ以下のとおり追記します。 イ 本請負作業を行うに当たっては、内閣府、関連部署及び関連業者と緊密な連携を図り、内閣府の既存システムに影響を与えないようにすること。 また、現行の内閣府LANの担当事業者、ならびに次期の内閣府LANの担当事業者と緊密に連携を図り、現行、および、LANの切り替え後は次期の内閣府LANへ適切に接続すること。

項	頁番号	行番号	項目	意見	理由	対応
12	14	23	14(2)公的な資格や認証等の取得	本調達目的より、ユーザ様のシステムの理解度・習得率向上において、教育も重要な要件と認識しております。そこで、学習サービス分野における一定の品質を確保する上で、公的な資格(例えば国際規格であるISO29990)若しくはそれと同等以上であることを要件に追加した方が良いと考えます。	教育・研修業務における品質保証のため。	システムの理解度・習得率向上については、制度の周知と両輪で行う必要があり、現行職員が対応する前提のため、本件の要件としては求めないこととします。
13	14	34	13 成果物の取扱い (2) 瑕疵担保責任ア	「検収を行った日を起算日として1年間」について、成果物単位の納品期日を基点とする認識でしょうか。もしくは、最終納期を基点とする認識でしょうか。具体的な記載が必要と思慮します。	瑕疵担保期間を明確にするため	ご指摘を踏まえ以下のとおり修文します。 (2) 瑕疵担保責任 ア 請負者は、本調達について 検収を行った日最終納品期日 を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。
14	15	7	設計開発等業務仕様書 13(2)	13成果物の取扱い (2) 瑕疵担保責任 イ 損害賠償額について瑕疵の修正にかかる費用を上限とさせて頂くことは可能でしょうか。	損害賠償の見込額を下げることで、費用を低減することができるため。	具体的な、瑕疵の内容によるものであるため、上限を記載することは困難であると考えます。
15	15	23	14 入札参加資格要件 (2)公的な資格や認証等の取得	システム開発に関する調達であることから、 ・品質マネジメント:ISO9001 ・プライバシーマーク:JIS Q 15001 ・環境マネジメント:JIS Q 14001 の認定が必要と思慮します。	本調達の確実な遂行が可能な業者を選定するため	本調達に関しては、現状のままとします。
16	15	23	14 入札参加資格要件 (2) 公的な資格や認証等の取得	本調達は将来的な政府共通プラットフォーム移行を控え、また政府共通ネットワーク、内閣府LAN、外部連携システム等、ステークホルダーも多く、全体を統制して業務を管理・実施しつつ、品質を継続的に確保していく必要があると認識しております。「CMMI(Capability Maturity Model Integration)でLevel3以上の認証を取得していること」の要件の追記をご検討お願いいたします。	プロジェクトを統制し品質を確保していくためには、プロジェクトマネジメントに関して成熟した組織である必要があると考えます。世界的に認められた標準モデルであるCMMIに基づいて、プロジェクトマネジメントにおける管理プロセスと開発プロセスの標準化がなされていると認定されるLevel3以上は、調達業者を識別するための必須要件であると考えたため。	本調達に関しては、現状のままとします。
17	15	23	14 入札参加資格要件 (2) 公的な資格や認証等の取得	環境保全に対する取り組みは今や世界的規模で重要な事項であり、行政機関の調達案件の受注業者は、地球環境活動をはじめとした環境課題の解決に貢献している企業であることが望ましいと考えます。故に、「環境省が制定しているエコファーストの認定を受けていること。」の要件追記をご検討お願いいたします。	エコファースト制度は、環境保全に関する取り組み、温暖化対策や廃棄物・リサイクル対策などにおいて、リードする企業を環境省が認定する制度であり、エコファースト認定企業を要件に求めることにより、環境保全への取り組みを評価できると考えたため。	本調達に関しては、現状のままとします。
18	15	32	14 入札参加資格要件 (3)受注実績	「現行システムと同規模以上」について、規模の定義として「開発量」「工期」「サーバ数」など、具体的な記載が必要と思慮します。	本調達の確実な遂行が可能な業者を選定するため	別添資料1 ネットワーク構成図や、別添資料3.2の資料からサーバ数やシステム規模を想定してください。
19	19	7	19 その他	「調査に係る交通費」とありますが、「調査」について具体的な記載が必要と思慮します。	調達参加業者が要件を正しく理解するため	ご指摘を踏まえ以下のとおり修文します。 19 その他 (略) ・調査に係る交通費等は受託者負担とする。(都内又は東京都近郊、数回を想定)

○要件定義書

項	頁番号	行番号	項目	意見	理由	対応
20	3	1	1.3業務の見直しについて	要件定義書に記載されていない要件および機能の追加・変更が発生する場合は、貴府と協議の上、再度スケジュール調整及び再見積もりすることは可能でしょうか。	業務の見直しや要件定義の作業を進めるにあたり、要件・機能の拡大が想定され、スケジュールや費用に影響するため。	スケジュールの再調整は可能と考えます。 現在、要件定義書に記載がされていない新機能の追加は想定していません。 本項目の趣旨は、現在実施中の「プロジェクト支援業者による業務見直し」により、現在実装中のシステム要件を「現行どおり構築」するか「見直し要件内容で構築」するか、の2択の可能性があるので、後者の要件については、契約締結後に内閣府との確認を求めるものです。 そのため、再見積りは想定していません。
21	3	1	1.3業務の見直しについて	新業務フローは設計工程で作成する予定ですが、要件定義での検討結果を要件定義書にて、ご提示頂く事は可能でしょうか。併せて、その他要件定義での検討結果のご提示も可能でしょうか。検討中の見直し事項は下記の認識です。 ①電子申請・POSS画面の共通化 ②一度の対応に必要な手順が全て完了するための整備 ③責任部署及び関係部署の役割の見直し ④電子申請様式のアフライン化 ⑤電子申請様式の見直し ⑥審査業務手順の見直し ⑦事務進捗管理の見直し ⑧文書保存・管理・閲覧の基準見直し ⑨蓄積データの有効利用 ⑩データベースに蓄積するデータ容量の縮減 上記①～⑩以外に検討中の見直し事項がありましたら、要件定義書に記載願います。	要求仕様を明確化するため。	現在、作業中の「プロジェクト支援業者による業務見直し」による納品物(業務フローや要件検討結果)については、契約締結後に提示します。 また、確認事項の①～⑩の見直し検討要件については、変更ありません。
22	3	1	1.3.業務の見直しについて	業務の見直しについて、「現在検討中のものが含まれるため、契約締結後、内容を確認した上で、内閣府担当官の了承を得ること。」とありますが、「現在検討中のものが含まれるため、契約締結後、内容を確認し、不明点、調整事項について内閣府担当官と協議を実施の上、了承を得ること。」と記載を修正することが必要と思慮します。	調達参加業者が正しく業務を理解するため	ご指摘のとおり修文します。
23	3	1	1.3.業務の見直しについて	業務の見直しについて、「現在検討中のものが含まれるため」とありますが、見直し結果は本公告時に配布される調達仕様書には記載されているのでしょうか。	調達参加業者が正しく業務を理解するため	記載されません。
24	3	6	1.4 業務要件	業務要件については、業務名・業務の概要が記載されていますが、業務フローや利用する帳票例(サンプル)の記載が必要と思慮します。	調達参加業者が正しく業務を理解するため	1.3記載のとおり、現在全体見直し中のため詳細は記載できません。
25	5	NO4「業務情報の活用拡大」	具体的な方策	他システムへの情報提供を鑑み、必要なデータ項目は共通語彙に準拠しておき、今後のオープンデータ化を考慮しておくことが良いと考えます。	オープンデータへの取組みにより、プロジェクト計画書の政策目的に掲げられております「データの一元化・連携強化による蓄積データの利活用による情報発信の強化等の実現」を推進できると考えられるため。	現行システムでは、データはJIS第1・第2水準に準拠しています。(人給システム、国税庁公表データに揃えている)この後はこれらの連携システムの動向に合わせていくことを想定しています。 今回、共通語録、文字情報基盤等については、提案書にてご提案いただければと思います。
26	11	10	2.5 外部システムとのインターフェース	国税庁法人番号公表サイトとのAPI機能によりデータ取得について、データ内容・形式等の詳細な情報について記載が必要と思慮します。	調達参加業者がインターフェース内容を理解するため	公開情報ですので、適宜情報を収集してください。

項	頁番号	行番号	項目	意見	理由	対応
27	11	10	2.5 外部システムとのインターフェース	法人ポータルとのインターフェースについて、本調達の作業範囲である「検討」について、具体的な作業内容の記載が必要と考慮します。	調達参加業者が正しく作業を理解するため	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。 (1) 外部システムとのインターフェース (略) ・法人ポータル(仮称)(経済産業省) 連携対象となるデータのCSV出力機能を実装すること。 API機能を用いたデータ提供を行う予定があるため、データが提供できるよう検討すること。
28	12	2	3. 非機能要件の定義 3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	利用者の利用するブラウザ、OS、各バージョンの範囲の記載が必要と考慮します。	調達参加業者が要件を正しく理解するため、及び見積りに影響するため	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。 3.非機能要件の定義 3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (1)利用環境について 本システムの利用環境は以下のとおりとする(公益法人information、公益認定等事務支援システム共通) ・OS:Windows7、Windows10 ・Webブラウザ:Internet Explorer11、Google chrome (42)(略) (23)(略) (34)(略)
29	16	20	3.6. 拡張性に関する事項 (2)機能の拡張性	「マスタ管理」、「マスタ情報」とありますが、想定される手順の具体的な記載が必要と考慮します。 (例えば、あらかじめ登録した手続きを有効化、無効化する、など)	調達参加業者が要件を正しく理解するため	本項目は、対象手順の増減に対する拡張性について、容易に対応ができるような構成を求めるものであるため、特に具体的な手順を記載する必要はないものと考えます。
30	24	25	3.11 情報システムの稼働環境に関する事項 (3) ネットワーク構成 (イ) ネットワーク要件	「次期システムは、インターネット、LGWAN、内閣府LANから利用されるシステムであるので、それぞれのネット枠からの接続試験を行うこと。」と記載されておりますが、ネットワークの誤記であると思われるので、修正をお願いいたします。	要件を正確に把握するために必要と考えたため。	
31	24	25	3.11. 情報システムの稼働環境に関する事項 (3)ネットワーク構成 (イ)ネットワーク要件	「ネット枠」とありますが、「ネットワーク」の理解でよいでしょうか。	誤記と思われるため	ご指摘のとおり修正します。
32	28	6	3.15. 教育に関する事項 (1)教育対象者の範囲、教育の方法 (ア)検収実施要領作成業務	「集合研修」について、回数、実施場所、1回の対象人数、利用端末の準備有無など、具体的な記述が必要と考慮します。	調達参加業者が要件を正しく理解するため	ご指摘を踏まえ以下を追記いたします。 (1) 教育対象者の範囲、教育の方法 (ア) 研修実施要領作成業務 (略) 研修は内閣府職員向けの先行研修、都道府県職員や法人向けにそれぞれ集合研修を行うこと。 研修は端末を用いた実践研修とする(研修用サーバ、必要端末、研修用ローカルネットワークを準備すること)、場所は当事務局内の会議室とする。 ・内閣府職員向け先行研修(50人×2回) ・都道府県職員向け研修(50人×2回)

項	頁番号	行番号	項目	意見	理由	対応
33	6	3	2.対象範囲 (2)整備する情報システム ウ 調達単位	「調達次期」とありますが、「調達時期」の理解でよいでしょうか。	誤記と思われるため	ご指摘のとおり修正します。
34	9	2	4.予算 ①システム設計・開発等	H28年度の以下の記載について、本調達範囲の作業との理解でよいでしょうか。 1 システム設計経費 84,136 2 システム開発経費 67,962 3 システムテスト経費 8,865	予算及び作業範囲について確認するため	ご指摘の理解で問題ございません。 ※このほか、プロジェクト管理支援経費も含まれます。 ※なお、本調達の仕様書では金額に関する記載は削除いたします。

「公益認定等総合情報システムの更改に係る設計・開発等業務」の調達に係る質問への回答

項	頁番号	行番号	項目	質問等	理由	対応
○仕様書						
1	5	23	6 作業スケジュール	「設計開発」工程は、「調達手続等」の後、最初の工程として「設計」から開始していますが、実際は要件定義の見直し工程が含まれていると考えてよろしいでしょうか。	業務仕様書P8の「9 納入成果物」において、「要件定義書の改定案」が含まれているため。	ご質問のとおりです。 仕様書別添1「要件定義書」3P 1.3 業務の見直しについてにも記載のとおり、本調達と並行して行われている「プロジェクト支援業者による業務見直し」の結果により要件定義に追加の変更があるため、工程「設計」の段階にて要件定義の改定工程が含まれます。
2	6	2	7 調達範囲(1)	「②アプリケーション改修」との記載がありますが、本調達は「アプリケーションの一部改修」ではなく、「アプリケーションの作り変え」と認識しております。この認識で正しいでしょうか。	見積に影響するため。	本調達は、原則、現状システムで実装している機能（要件・目的）は引き継ぎます。目的等はそのままに、操作方法は新規で構築していただいて問題ございません。
3	7	8	8 (4) 受入テスト支援	受入テスト支援における、貴局と請負者の役割分担をお教えてください。	調達範囲の確認のため。	政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書（第3編第7章 設計・開発）の6. 受入テストの実施を参照ください。
4	7	15	8 業務内容(5)	現行システムからのデータ移行において、現行から移行データを抽出する作業も請負者の作業範囲と考えてよいでしょうか。その際、現行システムを請負者が操作しても良いでしょうか。また、その場合現行システムのデータ仕様をご教授ください。	調達範囲の確認のため。	現行システムからのデータ抽出は、現行システム運用保守業者が行いますので、本調達の範囲外となります。
5	7	28	8 業務内容(8)	研修会の場所、回数（人数）をお教えてください。	見積に影響するため。	以下とおり仕様書を変更いたします。 (1) 教育対象者の範囲、教育の方法 (ア) 研修実施要領作成業務（略） 研修は内閣府職員向けの先行研修、都道府県職員や法人向けにそれぞれ集合研修を行うこと。 研修は端末を用いた実践研修とする（研修用サーバ、必要端末、研修用ローカルネットワークを準備すること）、場所は当事務局内の会議室とする。 ・内閣府職員向け先行研修（50人×2回） ・都道府県職員向け研修（50人×2回）
6	16	28	15 提案書	閲覧・確認対処となっている以下の資料について、おおよその頁数をご確認させてください。 ・現行システムの納品図書（A4ドッジファイル） ・現行システムの運用手順書（A4ドッジファイル）	資料の頁数をあらかじめ確認しておきたいため	・納品図書 A4ドッジファイル10冊×1冊、6冊×3冊 計約2,800枚 ・運用手順書 「業務モデル」 236頁 「電子申請の手引き」 83頁 となります。 運用手順書については、メールでも送付することも可能です。

項	頁番号	行番号	項目	質問等	理由	対応
7	19	8	19 その他	納品後においても・・・の記載について、瑕疵担保期間内での対応を求められている認識で相違ないでしょうか？	見積に影響するため。	ご指摘のとおりです。
○要件定義書						
8	3	7	1.4 業務要件	「電子申請側」の「電子申請機能」について、「電子申請の申込み、書類作成、登録、修正、保存、データ送信、履歴管理等」と記載されております。本機能で実装する『書類作成』で意図する機能について具体的に記載をお願いいたします。もしくは、成果物等の資料閲覧は可能でしょうか。	要件定義書P5の「2.機能要件」において、「現状のオンライン画面からの申請データの作成を見直し、オフライン様式(Excel等)による手法に変更する。」と記載されており、書類作成はシステムのオフライン様式への記入と同義になると考えたため。	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。 書類作成(一部オンライン入力、オフライン様式データチェック機能) ※「プロジェクト支援業者による業務見直し」作業により、オフライン様式(Excel等)に実装するチェック機能について、制限(利用者のマクロの実行環境)があることがわかったため、様式チェック等の書類作成支援の実装が必要となったところ。また、一部の様式については、入力項目数が非常に少ないことから、オンライン様式併用も含めるものとする。 詳細は、現在作業中の「プロジェクト支援業者による業務見直し」の結果にて対応します。
9	5	12	2.機能要件の定義 No.3 提供するサービスの迅速化と一層の充実	「電子申請様式の見直し」で「現状様式の必要性を見直し、重複箇所や重要度が低くなった項目等を見直し、様式数の縮減を図る。」と記載されておりますが、本作業による成果物を明示ください。	業務仕様書P8の「9 納入成果物」において、該当する成果物が見当たらなかったため。	9 納入成果物 23 要件定義書の改定案 に含めてください。
10	6	「①公益認定等総合情報システム(管理サーバ等基本部分)」No2	主要機能概要	「所定の様式」とは別途検討中のオフライン様式を指しておりますでしょうか。	要求仕様を明確化するため。	オフライン様式のほか、CSV出力や国税庁API連携に必要なデータ出力等も含まれます。提出された申請データはXMLで提出されるため、それを2次利用する機能へのデータの出力を可能とする、となります。
11	6	「②公益法人 information(電子申請、POSSコンテンツ部分)」No8	主要機能概要	「資料確認」とは行政庁からどなたに確認依頼するものでしょうか。	要求仕様を明確化するため。	行政庁から法人に対して行う確認です。 ※本件誤字がありました。修正いたします。 対象とする主要業務名称欄 誤：実装要件等 正：実装要件検討
12	6	「②公益法人 information(電子申請、POSSコンテンツ部分)」No8	主要機能概要	本機能はどういう処理を登録する機能になりますでしょうか。	要求仕様を明確化するため。	行政庁から法人に対し、て提出済申請書類の詳細な確認事項を依頼(処理)するものとなります。 ・行政庁→法人に確認依頼(システム登録) ・法人→行政庁(システムに確認応対結果を登録) ・行政庁側→結果を確認して終了という流れになります。

項	頁番号	行番号	項目	質問等	理由	対応	
13	6		「②公益法人 information(電子申請、POSSコンテンツ部分)」No11	主要機能概要	公益法人等から提出された書類全てが一般公開の対象になりますでしょうか。	要求仕様を明確化するため。	公開の対象は事業報告書等の一部（閲覧請求機能で実装するもの）です。 （参考 閲覧請求制度のご利用にあたって） https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/eturan_riyou.pdf
14	8	14	要件定義書 2.2	現行システムの画面数をお教えてください。	見積に影響するため。 （次期システムの開発量を想定するため）	・要件定義書2.1機能に関する事項 一覧にPOSSの構成画面数を記載 ・ポータルサイト側現行画面構成について、「別紙資料5_電子申請画面構成（参考資料）」及び「別紙資料6_電子申請オンライン入力画面（参考：公益目的支出計画実施報告書の提出）」の資料を追加 ・電子申請の各手続の詳細様式数の資料として、「別紙資料7_申請手続様式一覧」を追加	
15	8	18	2.2 画面に関する事項 (3) 画面遷移の基本的考え方	「次期システム全体の画面遷移、画面表示及び画面構成に統一性を持たせること。」と記載されておりますが、システムは、大きくポータルサイトとPOSSに分かれると認識しております。画面の統一性は、それぞれについて統一性を持たせる認識でありますが問題ないでしょうか。	実現する画面の検討のために必要と考えたため。	ポータルサイトとPOSSで同一の資料を操作する箇所は多々ありますが、その場所での申請データの見え方に大きな差がでなければ、画面はそれぞれのシステムでの統一性でも問題ありません。	
16	8		「③公益認定等事務支援システム(POSS)」No12	主要機能概要	進捗管理機能は、次期システム内の機能として取込むのではなく、現状のAccessデータベースを残す認識で宜しいでしょうか。	要求仕様を明確化するため。	進捗管理機能については、現行システムについても実装されている機能です。 Accessデータベースについては、現行システムに足りない機能を補完しているもので、 「機能・データ関係」としています。
17	11	4	要件定義書 2.5(1)	「API機能を用いてデータ提供を行う予定がある」の記載がありますが、データ提供は平成30年10月からと考えてよろしいですか。	スケジュールの確認のため。		
18	11	4	要件定義書 2.5(1)	「API機能を用いたデータ提供を行う予定があるため、データを提供できるよう検討すること。」の記載について、現時点で提供するインターフェースや項目は決まっていますでしょうか？	見積に影響するため。	以下のとおり修正します。 (1) 外部システムとのインターフェース (略) ・法人ポータル(仮称)(経済産業省) 連携対象となるデータのCSV出力機能を実装すること。 API機能を用いたデータ提供を行う予定があるため、データが提供できるよう検討すること。	
19	11	9	2.5 外部インターフェースに関する事項 (1) 外部システムとのインターフェース	「法人ポータル(仮称)(経済産業省) API 機能を用いたデータ提供を行う予定があるため、データが提供できるよう検討すること。」と記載されておりますが、以下について具体的な記載をお願いいたします。 (1)稼働予定日 (2)通信の経路(API機能を用いた連携は、インターネット経由か、政府共通ネットワーク経由か) (3)通信プロトコル	実現する機能の検討のために必要と考えたため。		
20	11	15	2.5 外部インターフェースに関する事項 (2) システム内インターフェース	「標準的文書管理システムとの連携は廃止する。」と記載されておりますが、「標準文書管理システム」は総務省行政管理局提供の「一元的な文書管理システム」の認識でよろしいでしょうか。	要件を正確に把握するために必要と考えたため。	ご指摘のとおりです。	

項	頁番号	行番号	項目	質問等	理由	対応
21	11	16	2.5(2)システム内インターフェース	現行システムにおいて、文書管理システム以外に連携している他システムはありますか。	要求仕様を明確化するため。	「システム内」では「一元的な文書管理システム」以外に該当はありません。
22	13	4	3.2(1)情報システムの構成に関する全体の方針	クラウドサービスを利用した提案をしても宜しいでしょうか。	次々期システムにて政府共通プラットフォームへ移行する事を鑑みますと、可能な部分はクラウドかした方が良く考えるため。	政府共通プラットフォームへ移行の際に引き継げる要件の範囲内であれば可とします。
23	13	4	3.2システム方式に関する事項(1)情報システムの構成に関する全体の方針	「本システムのシステムアーキテクチャは、クライアントサーバ型とする。」と記載されておりますが、WEBを用いたクライアントサーバシステムという意図であり、クライアントに専用のアプリケーションの導入は行わない認識でよろしいでしょうか。	要件を正確に把握するために必要と考えたため。	ご質問のとおりです。 (クライアント側に専用アプリケーションの導入は行わない)
24	13	4	要件定義書 3.2(1)	「本システムのアーキテクチャはクライアントサーバ型とする」の記載について、別の記載ではWebシステムとありますが、Webシステム開発を前提として認識しても良いでしょうか？	見積に影響するため。	問題ありません。
25	13	13	3.2システム方式に関する事項(1)情報システムの構成に関する全体の方針	「政府共通プラットフォームが提供する稼働環境を可能な限り活用し、可用性に優れたシステム構成とする。」と記載されておりますが、本調達においては政府共通プラットフォームの利用は行わないと認識しておりますので、将来的に政府共通ネットワークへ移行することを考慮したシステム構成とするという認識でよろしいでしょうか。	システム構成を検討するために必要と考えたため。	ご質問のとおりです。 本調達の次の更改時に政府共通プラットフォームへ移行することを前提にした構成をご検討ください。
26	13	20行目	3.2(3)開発方式及び開発手法	落札業者に、現行システムのソースプログラムを提供して頂くことは可能でしょうか。	次期システムの品質・生産性の向上を図るため。	要検討とさせていただきます。 (現行業者への経費負担が現時点で不明なため)
27	13	20行目	3.2(3)開発方式及び開発手法	OSSを利用しても宜しいでしょうか。	要求仕様を明確化するため。	特に制限は設けません。
28	14	1	3.3規模に関する事項(2)データ量	データ量について記載されておりますが、記載の容量にはシステムが出力する各種ログは含まれておりますでしょうか。含まれていない場合はログの容量と保管期間について具体的な記載をお願いいたします。	システム構成を検討するために必要と考えたため。	要件定義書記載のデータ量には、各種ログファイルの容量は含まれておりません。 参考までに、現状のデータ量は、 外部向けWebサーバ(2台) 計130OMB 内部向けWebサーバ(2台) 計200OMB ほどとなります。現状保管期間は決まっております。
29	15	2	3.4性能に関する事項	「次期システムの性能に関する要件としては、現行システムと同等以上のものとする。」と記載されておりますが、現行システムの性能について具体的な記載をお願いいたします。もしくは、成果物等の資料閲覧は可能でしょうか。	実現する性能の検討のために必要と考えたため。	別添資料3_1 現行機器一覧に示すハードの性能を基準値として構成をご検討ください。 参考となる現行システムの資料閲覧は可とします。
30	17	27	3.9継続性に関する事項	「通常目標復旧水準を30日以内に全ての業務再開することを目標に、システムのバックアップ及びデータバックアップを用いたシステムの再構築を行い、冗長構成の有無を問わず業務の再開を優先とする。」と記載されておりますが、バックアップについて、バックアップ取得方法、保存先、取得時期等の具体的な記載をお願いいたします。	実現する機能の検討のために必要と考えたため。	データのバックアップの運用設計については、ハードウェア運用保守調達時に調整して決定する予定です。

項	頁番号	行番号	項目	質問等	理由	対応
31	23	6	要件定義書 3.11(1)	開発環境の記載がございませんが、開発環境は受託者が準備するとの認識で相違ないでしょうか。	見積に影響するため。	ご質問のとおりです。
32	24	11	3.11 情報システムの稼働環境に関する事項 (2) ソフトウェア構成 (イ) ソフトウェア製品の要件	「本システムの運用開始時点において、サポート期限内となっているブラウザでの表示及び動作が保証されていること。」と記載されておりますが、ポータル、POSSそれぞれについて、利用するブラウザの具体的な記載をお願いいたします。	実現する機能の検討、およびテスト工数の見積りのために必要と考えたため。	要件定義書12Pの記載を以下のとおり修文いたしました。 3.非機能要件の定義 3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (1)利用環境について 本システムの利用環境は以下のとおりとする(公益法人information、公益認定等事務支援システム共通) ・OS: Windows7、Windows10 ・Webブラウザ: Internet Explorer11、Google chrome (42)(略) (23)(略) (34)(略)
33	24	34	3.11 情報システムの稼働環境に関する事項 (3) ネットワーク構成 (イ) ネットワーク要件	「運用保守予定業者及び37森ビルから、8号館庁舎設置機器の管理用ネットワークを構築すること。」と記載されておりますが、それぞれの拠点から8号館庁舎への接続方法について具体的に記載をお願いいたします。また、回線費用も本調達に含まれますでしょうか。	実現する機能の検討のために必要と考えたため。	具体的な接続方法については、内閣府LANとの接続となるため、内閣府大臣官房情報化推進室との協議の上詳細を決定する。 回線費用については、調達一時経費については、本調達に含むものとする。ランニングコストについては、ハードウェア調達に含むものとする。
34	26	表3-6テスト要件一覧 項番5	「テストデータ」及び「補足」	受入テストは貴府主体で実施される認識ですが、擬似データ作成(準備)は落札業者が作成する認識で宜しいでしょうか。	要求仕様を明確化するため。	ご質問のとおりです。
35	27	5	要件定義書 3.14	平成29年度後半に次期システム運用保守ベンダが移行検討連絡票に必要な要件を引き継ぐこととなっておりますが、平成30年度後半ではないでしょうか？ また、平成29年度後半に要件の引継が必要な場合は、時期から引き継ぎ元は請負者(更改の設計・開発業者)ではないでしょうか？	誤記と思われるため。	ご指摘のとおりです。 誤:平成29年度後半 正:平成30年度後半 誤記のため、後段の質問の回答は不要と思われます。
36	28	2	3.15 教育に関する事項 (1) 教育対象者の範囲、教育の方法 (ア)研修実施要領作成業務	「研修は内閣府職員向けの先行研修、都道府県職員や法人向けにそれぞれ集合研修を行うこと。」と記載されておりますが、それぞれの研修の開催回数と参加人数の想定をご教授ください。	見積りを作成するために必要と考えたため。	【項番5】の回答と同じ

項	頁番号	行番号	項目	質問等	理由	対応
37	29	29	3.16(2)(ア)問い合わせ対応	システム上で問合せが可能な機能を作り込む必要がある認識で宜しいでしょうか。	要求仕様を明確化するため。	ご質問のとおりです。 ※要件定義書 4P 1.4業務要件 16FAQ、Q&Aを指します。
○プロジェクト計画書						
38	8	「(2)プロジェクトの推進にかかわる課題」N03	課題への対応方針	「定期的なシステム研修の導入を検討する(定期異動時等)」と記載ございますが、契約期間内のシステム研修は本調達の対象、契約期間外のシステム研修は本調達の対象外という認識で良いでしょうか。	要求仕様を明確化するため。	ご質問のとおりです。 本調達でのシステム研修の対象は【項番5】の記載の内容となります。
39	8	「(3)求める効果」N02	効果の見積り	落札業者に平成28年度の実績(ヘルプデスクの平均対応時間)をご教示いただくことは可能でしょうか。	要求仕様を明確化するため。	開示は可能ですが、現在指標検討中のため、契約締結後となります。
40	8	「(3)求める効果」N02	効果の見積り	落札業者に平成29年度の実績(職員の作業時間)がどの程度と想定されているか、ご教示いただくことは可能でしょうか。	要求仕様を明確化するため。	開示は可能ですが、現在指標検討中のため、契約締結後となります。
41	9	「(3)求める効果」N04	効果の見積り	落札業者に平成25年度の運用経費をご教示いただくことは可能でしょうか。	要求仕様を明確化するため。	可能です。
42	9	2	プロジェクト計画書 3.(3)	「No3 Webアクセシビリティの強化」について、現行システムは何%でしょうか？ また、WEBブラウザ等のクライアント要件についてご教授ください。(例：PC以外にスマートフォン等のモバイル機器も対象とする、など)	見積りに影響するため。	現行指標は調整中のため不明です。 また、クライアント要件については、【項番32】の回答と同じになります。
43	9	17	プロジェクト計画書 4.①	毎年度の契約額に対応する生産物は規定されますでしょうか。	納品物の提示時期の確認のため。	納品物の納品期日については、仕様書8P 9納入成果物の納品期日欄を確認願います。